

（協働）

7. 市民とともにつくるまちづくりの推進

7-1 市民との協働の推進

7-1-1 協働の仕組みづくり

7-1-2 参画と協働の推進

7-2 市民活動の充実

7-2-1 特色ある地域コミュニティの形成

7-2-2 コミュニティ施設の整備と利活用促進

7-2-3 市民の自主的な活動への支援

7-3 男女共同参画社会の形成

7-3-1 男女共同参画意識の啓発・促進

7-3-2 男女共同参画に係る環境整備

7-4 多様な交流と連携の推進

7-4-1 国際交流の推進

7-4-2 地域間交流の推進

7-4-3 定住・二地域居住の推進

施策の名称

7-1

市民との協働の推進

現状と課題

地方分権の進展と厳しい財政状況に加え、少子・高齢化や人口減少の進行、市民の価値観の多様化など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中で、これまで行政が担ってきた役割のすべてを担い続けることは極めて難しくなっています。一方で、地域の課題解決を行政任せにするのではなく、自ら進んで取り組もうとする市民や団体などが増えています。

今後、市民が地域で生活する上での課題は、ますます多様化していくと見込まれることから、行政施策の企画・立案の段階から市民の発想や創造力などを取り入れる市民参画を進めるとともに、市民と行政が互いの特性を活かした協働の取り組みや市民、地域、団体自らの主体的な取り組みが求められます。

本市においては、市民との協働に関する基本理念や必要性、推進策を示した市民参画・協働推進指針に基づきながら、「自分たちのまちは自分たちの手で」という意識を啓発しながら、市民とともに様々な協働の仕組みづくりや実践に取り組んでいく必要があります。

また、地域をよく知っている市民の参画によって、地域に根ざした特色のあるまちづくりを進めることができることから、合併後の住民自治の強化を目的として設置された地域協議会、地域づくり協議会等との連携により、各地域の特性を捉えた市民協働を推進する必要があります。

取り組みの方向と目指す姿

市民との協働のまちづくりに向けて、多くの協働の実践を積み重ね、市民と行政の双方に、協働の意義や必要性が十分に浸透するよう、その仕組みづくりに取り組むとともに、市民の参画と協働を推進します。また、協働事業の進め方等について検証を行い、協働の質や効果を高めます。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 まちづくりのための活動 に参加したいと思う市民 の割合	56.7% (平成18年度)	60.0%	市民意識調査で、「まちづくりのための活動」に参加したい・機会があれば参加したいと回答した市民の割合

〔指標2〕 公募による市民委員を選任した附属機関等の数	3 (平成18年度)	15	公募による市民委員を選任した [※] 附属機関等の数 [平成18年度末現在] ・総計画審議会 6人/25人 ・行政改革懇談会 2人/10人 ・男女共生会議 2人/12人
--------------------------------	---------------	----	---

施策を実現する手段（基本事業の構成）

7-1-1 協働の仕組みづくり

市民参画・協働推進指針に基づき、協働に対する意識の浸透に努めるとともに、市民と行政の様々な協働の仕組みづくりに取り組めます。

また、地域協議会等において、協働に関して共通の認識を深めながら、実践に向けた出発点となるよう、協働の輪を広げるための協議を進めます。

（主な事務事業）

- 市民参画・協働推進指針に基づく取組み
- 地域協議会及び地域づくり協議会の開催
- 協働に関する情報収集・提供

7-1-2 参画と協働の推進

市民参画・協働推進指針に基づき、市民と協働できる事業の把握に努め、協働を実践していきます。

また、職員に協働の考え方やノウハウ等の浸透を図るとともに、庁内の環境づくりを進めます。

さらに、附属機関等の委員の選任にあたっては、多くの市民の意見がまちづくりに反映されるよう公募委員の登用に努めます。

（主な事務事業）

- 市民参画・協働推進指針に基づく取組み
- 職員研修事業
- 附属機関等の委員の公募

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民等の役割>

- 地域協議会等は、主に地域の課題について、建設的な意見やアイデアを提供します。
- 附属機関等の委員公募などを活用し、政策形成の過程から市政へ参画するよう努めます。
- 地域の事柄について関心を持ち、町内会の活動、NPOやボランティア団体などの市民活動に参加するなど、自ら地域の課題解決に向けて取り組みます。

<市の役割>

- 市民の誰もが、市政に参画しやすい環境づくりを進めるとともに、町内会や市民活動団体などに対する支援に努めます。

※附属機関等……法律または条例に基づき市が設置する審議会や委員会、または懇談会

施策の名称

7-2

市民活動の充実

現状と課題

これまでのコミュニティ活動は、町内会など主に地縁を基盤とした組織によって支えられてきました。しかし、都市化の進展や生活様式の多様化を背景に、地域のコミュニティ機能が低下してきており、この傾向は本市においても例外ではなく、地域に昔からある「たすけあい」といったコミュニティの必要性が見直されています。

また、防災や防犯、福祉、環境保全など特定の目的のもと、地域内、あるいは地域の枠を超えて活動を繰り広げるテーマ型のコミュニティ活動も活発化しています。

一方で、こうした活動に積極的に取り組む市民からは、活動のきっかけづくり、活動拠点の確保、経済的な支援等に対する意見や要望も寄せられています。

このため、引き続き、コミュニティ活動の状況等の情報提供・収集、学習機会の充実に努め、市民の参加意識を高めるとともに、その活動の拠点となる施設の整備と利活用に取り組む必要があります。

また、組織の立ち上げ等に取り組む担い手をはじめ、町内会、NPOやボランティア団体、事業者など、社会的な課題に意欲的に取り組む市民や団体等に対して、必要とする支援の充実や相互の情報の共有化に努め、それぞれの特性を活かしながら、連携した取組みをさらに進めていくことが期待されています。

取組みの方向と目指す姿

市民や町内会、事業者、NPOなどの様々な公益的な活動が活発となるよう、情報の共有化や相互の連携・支援など、市民や地域の力を活かす取組みを行っていきます。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 まちづくりのための活動に参加している市民の割合	36.0% (平成18年度)	40.0%	市民意識調査で、「まちづくりのための活動」に現在参加している・過去に参加したことがあると回答した市民の割合
〔指標2〕 ※市民活動団体の数	135団体 (平成19年6月)	150団体	市内を拠点として、公益的な活動をしている団体・グループやNPO法人の数

※市民活動団体……市内を拠点として、公益的な活動をしている団体・グループ、NPO法人

施策を実現する手段（基本事業の構成）

7-2-1 特色ある地域コミュニティの形成

地域の特性に応じたコミュニティの形成を促進するとともに、地域のコミュニティ活動への参加意識の醸成に努めます。

また、地域が主体的に取り組む防災や防犯、イベント等のコミュニティ活動を支援します。

（主な事務事業）

- 町内会連合会関係事業
- コミュニティ助成事業
- 地域づくり活性化支援事業

7-2-2 コミュニティ施設の整備と利活用促進

地域における集会所等の計画的な整備・修繕に努めるとともに、既存施設の有効な利活用を図ります。

また、市の所有する施設をできるだけ地域に開放し、様々な活動に利用できるような環境整備に努めます。

（主な事務事業）

- 集会所維持管理事業
- 集会所整備事業

7-2-3 市民の自主的な活動への支援

社会的な課題に意欲的に取り組む団体等に対して、必要とする経済的な支援や情報提供を行うとともに、団体等の活動を積極的に広報し、活動の活性化と相互の連携を促進します。

また、市民を対象とした講座の開催等により様々な自主活動を始めの機会を提供するなど、市民のまちづくりやボランティア活動を促進する事業に取り組みます。

（主な事務事業）

- 市民協働推進事業
- 地域づくり活性化支援事業

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民の役割>

- 町内会など、地域コミュニティの役割や重要性に理解を深め、町内会への加入や地域活動に積極的に参加するよう努めます。
- まちづくりの主役として認識と自覚を持ち、まちづくりやボランティア活動に積極的に取り組みます。

<市の役割>

- 地域のコミュニティ活動に関する情報の提供や学習機会の充実に努めます。
- 市民の自主的・主体的なまちづくり活動やボランティア活動への支援を行います。

施策の名称

7-3

男女共同参画社会の形成

現状と課題

少子・高齢化や核家族化の進行など社会・生活環境の変化により、女性のライフスタイルも多様化が進んでおり、国においては男女共同参画社会基本法に基づき、平成17年に「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定するなど、本格的な男女共同参画社会の実現を目指しています。

このように法律や制度面での男女平等の条件は着実に整備され、仕事と家庭生活との両立が進みつつあるなど、女性の活動の場は広がりを見せているものの、今もなお多くの分野において、性別による役割分業意識や慣行が存在しており、女性の能力発揮や社会参画を阻む要因となっています。

このため、男女共同参画社会を実現していくためには、女性が積極的に社会の諸分野に参画しようとする意識を持つとともに、男性と女性とが等しく認め合う豊かな人間関係を構築する必要があります。本市においては、平成18年9月に白河市男女共生会議を設置し、研修会の開催や啓発パンフレットを発行するなど、男女共同参画社会の形成に向けた取組みを進め、男女が互いの個性を尊重し、能力を発揮できる環境づくりに努めてきました。

今後も、「しらかわ男女共同参画計画」に基づき、男女が共に責任を分かち合うとともに、固定的な男女の役割にとらわれず、あらゆる分野に参画し、いきいきと暮らすことができるよう、市民、事業者、関係機関の主体的な参画と連携のもと、男女共同参画の意識の啓発を図るとともに、個性や能力を発揮できる環境を整えるなど、男女共同参画社会の形成に向けて、さらなる施策・事業の充実が求められています。

取組みの方向と目指す姿

国・県との連携や市民や事業者等の主体的な参画による推進体制等の環境整備に努めるとともに、広報活動などにより男女共同参画意識の啓発を図り、固定的な男女の役割にとらわれないで、男女が社会で平等に「自分らしく」生きることができるよう、家庭や地域、職場など、社会のあらゆる場面で共に考え、行動し、共に責任を担う男女共同参画社会の形成を目指します。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 附属機関等における女性委員の割合	17.0% (平成19年度)	30.0%	附属機関等における4月1日時点の女性委員の構成比率

施策を実現する手段（基本事業の構成）

7-3-1 男女共同参画意識の啓発・促進

男女共同参画社会に関して、市民や事業者の理解を深めるため、広報紙やホームページなど多様な媒体を活用し、広報活動の充実に努めるとともに、出前講座をはじめ、市民参画フォーラム等を開催し、男女平等意識の啓発を図ります。

また、政策形成過程や方針決定の場における女性の参画を進めるため、「しらかわ男女共同参画計画」に基づき、附属機関等への女性の登用を促進します。

さらに、女性が働きやすい就労環境の整備や女性管理職の登用等について、事業者に働きかけます。

（主な事務事業）

- 男女共同参画啓発事業

7-3-2 男女共同参画に係る環境整備

「しらかわ男女共同参画計画」を効果的に推進するため、男女共生会議を運営するとともに、男女のおかれている状況を客観的に把握できる統計データを基礎資料として活用しながら、男女双方のワーク・ライフ・バランスを促進するため、事業者や関係団体との情報交換等を推進します。

また、国・県との連携により、男女共同参画社会づくりを進めるリーダーの育成や交流機会の充実に努めます。

（主な事務事業）

- 「しらかわ男女共同参画計画」に基づく事業
- 女性のキャリア形成支援事業

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

＜市民の役割＞

- 男女が互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画意識を持ちます。
- 男女共同参画に関する交流会や研修会等に積極的に参加します。

＜市の役割＞

- 男女共同参画施策を推進するためには、ワーク・ライフ・バランスが最も重要な要素となることから、「白河市男女共生会議」を中心に、事業者や関係機関等との連携を図りながら、地域や家庭、職場等の身近なところから、一歩ずつ着実なワーク・ライフ・バランスの浸透を図ります。

※ワーク・ライフ・バランス……男女が共に仕事と家庭生活の両立ができ、家庭や地域、職場において充実した生き方ができること。

施策の名称

7-4

多様な交流と連携の推進

現状と課題

情報通信技術や交通機関の発達により、急速に国際化が進み、あらゆる面において地球規模で物事を考える時代になってきました。特に、国際化の進展により、在住外国人が増加する中で、市民一人ひとりが、国際社会の一員であるとの自覚のもとに、国際交流・国際協力などを進める必要があります。

本市においては、フランス・コンピエーニュ市、アメリカ・ミネソタ州アノーカ市とそれぞれ国際姉妹都市の提携を行っており、白河市国際交流協会などを中心に、中学生の派遣事業や一般市民を対象とした市民訪問団による訪問交流事業などが行われています。

国際交流については、市民団体が積極的に交流活動を展開することができるよう支援を行い国際化に対応する市民の意識や理解を推進するとともに、在住外国人が市民の一員として、安心して快適に暮らせる社会・生活環境を整備していく必要があります。

また、国内における地域間交流については、三重県桑名市、埼玉県行田市及び同県戸田市と友好都市の提携を行っており、民間レベルにおいても、伝統文化や地場産業・経済活動、教育・スポーツ活動などの幅広い分野で交流がなされています。今後は、全市域での交流拡大と質的向上などを図り、交流の継続に努めていく必要があります。

さらに、首都圏には、旧4市村出身者による各々のふるさと会が設立されており、会員相互の親睦を深めることを目的とした活動が行われています。今後は、これらふるさと会との連携を密にしながら、首都圏の住民との交流を深めていく必要があります。

一方、団塊世代の退職等に伴い、都市部から地方への居住等を希望する人が増えることを見込まれることから、定住・^{*}二地域居住に関する情報の提供等に努めるなど、本市への移住や交流を促進する必要があります。

取組みの方向と目指す姿

市民の国際化意識を高め、在住外国人との共生や国際交流活動を促進するため、教育・文化・スポーツなど多様な交流活動の推進と、地域社会における日本人と外国人との連携を図りながら、多くの文化が共生する社会を目指します。

また、他都市との交流を通して互いの文化や生活習慣等の多様な価値を認め合うことは、市民一人ひとりの郷土愛を深め、また自らの地域文化等の再認識につながるため、合併後の全市的取組みとして、幅広い分野での地域間交流の拡大を図るとともに、これらの交流を通して市民の郷土愛と新市の一体感の醸成につなげることを目指します。

さらに、都市部から地方への居住等を希望する人に対して、本市の特性や魅力についての情報提供に努めるなど、定住・二地域居住を促進し、交流人口や定住人口の増加を目指します。

※二地域居住……都市住民が生活基盤を都会に置きながら、ある程度一定期間、農山村などの地域で暮らす生活様式

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 白河市国際交流協会 会員数	個人：194人 法人：81社 (平成18年度)	個人：250人 法人：100社	白河市国際交流協会事業運営のために 協力する個人・法人の会員数

施策を実現する手段（基本事業の構成）

7-4-1 国際交流の推進

これまで各地域で行われてきた交流内容を基本として、白河市国際交流協会事業への統合を行い、窓口の一本化を図るとともに、さらなる国際交流事業の充実を図ります。

また、国際化の進展に伴い、国際交流事業に対する事業協力のために、会員の拡充を図っていきます。

さらに、市民や市民団体が主体となって行う地域における多文化交流活動や日本語支援、学生の海外派遣受入れ等の活動を支援します。

（主な事務事業）

- 白河市国際交流協会による事業

7-4-2 地域間交流の推進

友好都市交流への市民の参加を促し、各種交流事業を通して、市民の主体的な交流の推進と新市の一体感の醸成の促進、さらには相互の市勢の伸展に努めます。

ふるさと会については、観光PRイベント等を通じて首都圏の住民と白河との交流を推進します。

（主な事務事業）

- 友好都市交流事業
- ふるさと交流事業

7-4-3 定住・二地域居住の促進

県や近隣市町村等との連携を図りながら、様々な機会を通じて、本市の魅力や定住・二地域居住に関する情報の発信に努めるとともに、行政分譲地の販売促進活動を展開します。

（主な事務事業）

- 宅地分譲販売促進事業
- *F I T構想推進
協議会との連携・協力

※F I T構想……首都東京に近接し、新しい時代にふさわしい、人々をひきつけてやまない地域づくりに向けたポテンシャルを豊富に有する福島（F）・茨城（I）・栃木（T）の3県の県際地域が、これまで培ってきた交流・連携をもとに広域交流圏としてのさらなる発展を目指すもの

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割） —

＜市民の役割＞

- 海外や国内他都市への関心と理解に努め、交流等へ積極的に参加します。
- 在住外国人もコミュニティ活動等への積極的な参加が求められます。

＜市の役割＞

- 海外や国内他都市との市民の自主的・主体的な交流活動の支援に努めます。
- 市民と在住外国人との共生意識の啓発やコミュニケーション支援を行います。

